

# 第4次さっぽろ子ども未来プラン（案）

皆さまからのご意見を募集します  
～パブリックコメントの実施について～

募集  
期間

令和2年1月27日（月）から  
令和2年2月25日（火）まで【必着】

近年、女性就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加など社会環境の変化により保育需要の拡大や子育て支援ニーズの多様化が進んでいます。さらには、児童虐待に代表される重大な子どもの権利侵害など、対応すべき課題が顕在化しています。

札幌市ではこれらの状況を踏まえ、令和2年度以降の5年間に取り組むべき子どもの権利保障や、市民ニーズに即した子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の計画案を作成しましたので、皆さまのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見を参考とし、令和2年3月頃に計画を策定する予定です。また、ご意見の概要及びそれに対する札幌市の考え方については、別途公表いたします。

## 《資料の配布場所》

- ◆ 札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課  
（中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階）
- ◆ 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- ◆ 各区役所総務企画課広聴係、健康・子ども課
- ◆ 各まちづくりセンター
- ◆ 児童会館
- ◆ 区保育・子育て支援センター（ちあふる）

## 《お問い合わせ先》

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課  
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階  
電話 011-211-2982 FAX 011-211-2943  
Eメール [kodomo.jisedai@city.sapporo.jp](mailto:kodomo.jisedai@city.sapporo.jp)

## 《ご意見募集要項》

### 1 募集期間

令和2年(2020年)1月27日(月)から2月25日(火)まで 【必着】

### 2 提出方法

#### (1) 郵送、持参の場合

添付の「ご意見記入用紙」に記載し、下記まで郵送又はお持ちください。

※郵送の場合、本書最終ページの「ご意見記入用紙」を切り取り、のり付けしてポストにご投函ください(切手不要)。

※お持ちいただく場合、受付は平日の8時45分から17時15分までとなります。  
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階  
札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課 宛て

#### (2) FAXの場合

「ご意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで送信してください。

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課 宛て

FAX : 011-211-2943

#### (3) 電子メールの場合

メールタイトルを「第4次さっぽろ子ども未来プラン(案)について」として、住所、氏名(フリガナ)、年齢を記載の上、下記アドレスに送信してください。

メールアドレス : [kodomo.jisedai@city.sapporo.jp](mailto:kodomo.jisedai@city.sapporo.jp)

#### (4) ホームページからの場合

下記サイトの「ご意見入力フォーム」に必要事項を入力し、送信してください。

#### 【留意事項】

- 電話・口頭によるご意見は受け付けておりません。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご意見の提出に当たって、ご記入いただいた情報は、札幌市個人情報保護条例の規定に則って、適正に取り扱います。また、ご意見の概要を公表する場合は、お名前・ご住所等は公表いたしません。
- 下記のホームページアドレス、又は、札幌市子ども未来局、各区役所等に、計画案本書のほか、子ども(小学生・中学生)向け概要版も用意しておりますので、ご参考にしてください。

ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kodomoplan2020/ikenbosyu.html>

# 1 計画の策定

## 1 計画の位置付け

本計画は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく、「子どもの権利に関する推進計画」、保育所等の需要・供給確保策を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」等を包含する計画として策定するもので、今後5年間の子どもの育ち・子育て家庭への支援を総合的に推進するための計画として策定するものです。

また、札幌市のまちづくりに関する総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性に沿った、子ども施策分野の個別計画の位置付けであり、市の子ども・子育て支援に関連する各分野の個別計画との整合性を図りながら、計画を推進していきます。

## 2 計画の対象

- ◆すべての子ども（おおむね18歳まで）とその子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）及び若者（おおむね15～34歳、施策によって39歳まで）が主な対象です。
- ◆事業や取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業、行政などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

## 3 計画期間

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

# 2 札幌市の現状

## 1 子どもに関する実態・意識調査(平成30年度実施)等における課題

子どもの権利の認知度は、学齢期の子どもがいる保護者では高い一方、乳幼児の子どもがいる保護者では比較的低くなっています（図1）。また、子どもに関する相談窓口である「子どもアシストセンター」の相談件数は、近年低下傾向にあります（表1）。

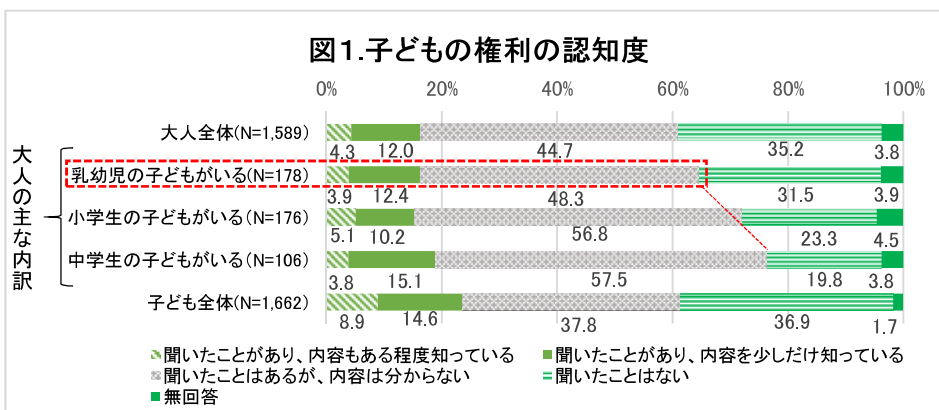


表1. 子どもアシストセンターの相談件数推移

年度	件数
H26	3,713件
H27	4,074件
H28	3,515件
H29	3,299件
H30	2,653件

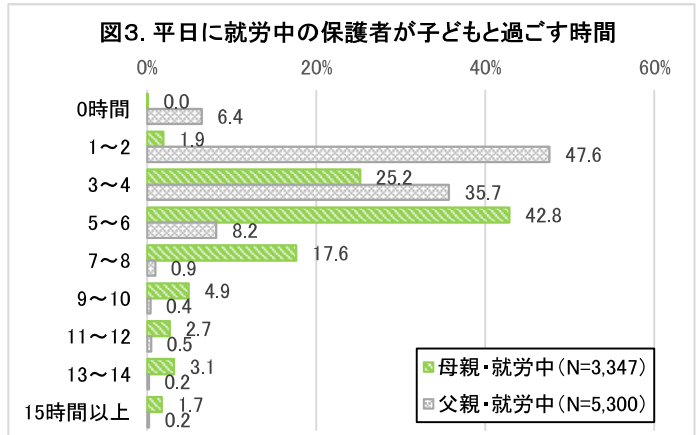
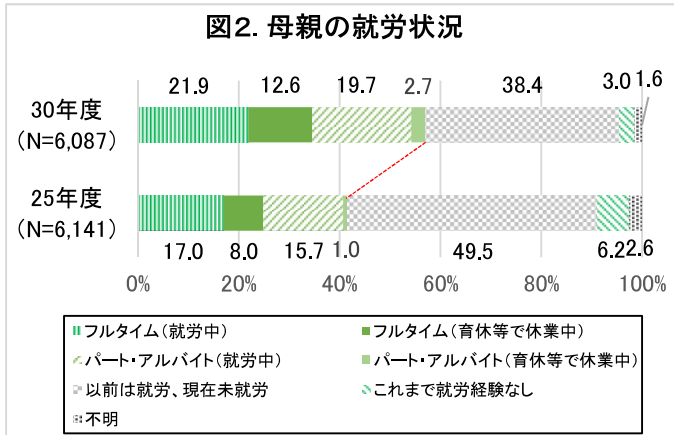
### 【実態・意識調査結果における主な課題】

- 乳幼児の保護者など、子どもの年齢等に応じた子どもの権利理解促進の取組
- 相談先の周知や的確な対応など子どもの権利侵害からの救済体制の強化

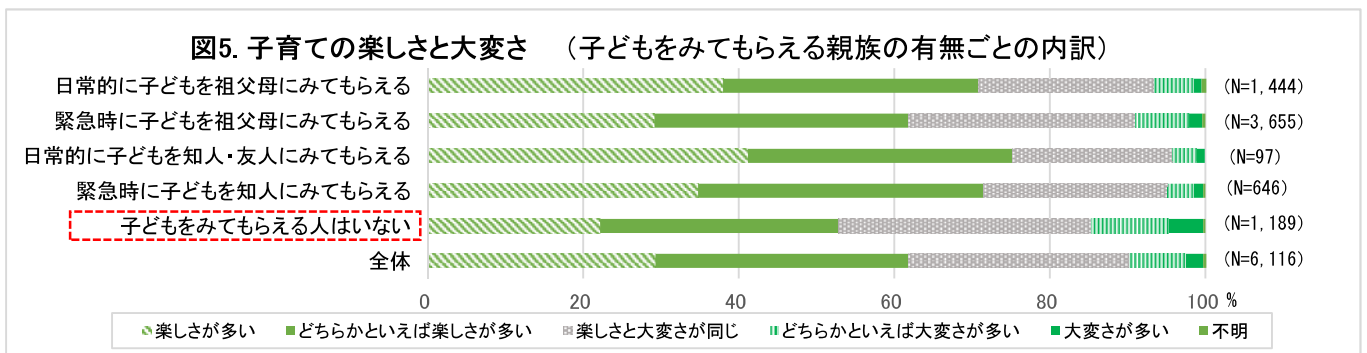
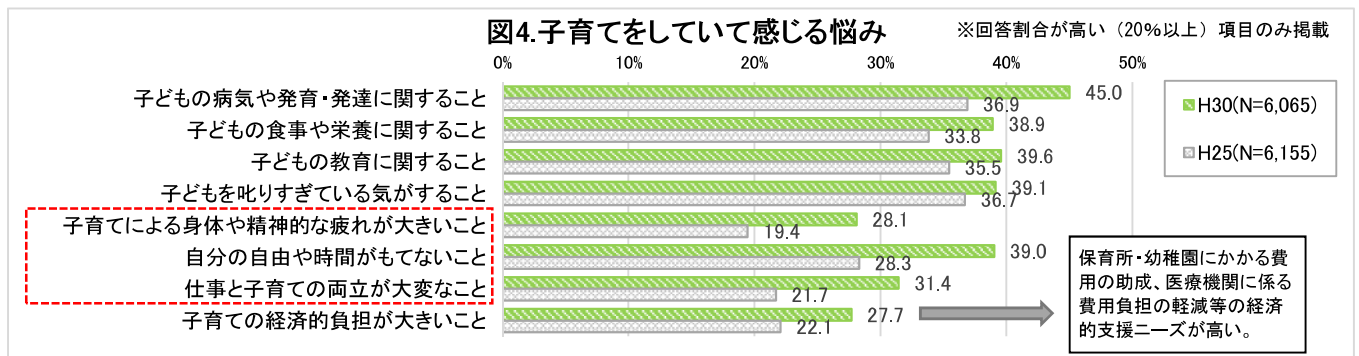
など

## 2 就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査(平成30年度実施)等における課題

この5年間で母親が就労している割合は大幅に増加しています(図2)。一方、就労中の親が、平日に子どもと過ごす時間については、母親は「5~6時間」が最も多いのに対して、父親は「1~2時間」が最も多く、母親中心の子育ての実態となっています(図3)。



子育てをしていて感じる悩みについて、「自分の自由な時間がもてないこと」、「仕事と子育ての両立が大変なこと」、「子育てによる身体や精神的な疲れが大きいこと」など、「親自身の悩み」がそれぞれ約10ポイント増加しています(図4)。また、「子どもをみてもらえる人はいない」世帯について、子育てが大変であると答える割合が多くなっています(図5)。



### 【ニーズ調査結果における主な課題】

- 父親の育児参加を更に充実させるための取組
- 仕事と家庭の両立支援に向けた企業への働きかけの強化
- 子育てに孤立感を抱える者や、ストレスを抱える者への支援
- 市民ニーズの高い経済的支援について国制度や市独自制度を通して着実に実施
- 保育ニーズの高まりを見据えた着実な取組 など

### 3 計画の推進体系

#### 1 基本理念

子どもの権利を尊重し、  
子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

#### 2 基本的な視点

基本理念に基づき、次の4つの視点を大切にしながら、計画を推進していきます。

- 《視点1》 子どもの視点
- 《視点2》 すべての子どもと子育て家庭を支える視点
- 《視点3》 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点
- 《視点4》 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える視点

《視点4》に新たな考え方を位置付け

多様なニーズを抱えた子ども・子育て家庭に対し、地域の様々な社会資源の活用や、市役所の関係部局の連携により、支援が総合的につながる視点を追加しています。

#### 3 基本目標

基本理念を実現するため、4つの基本目標を設定し、各施策を展開していきます。

<b>基本目標1</b> 子どもの権利を大切にできる環境の充実	<b>基本目標2</b> 安心して子どもを育てられる環境の充実
第3次子どもの権利推進計画と位置付け、子どもの権利保障を推進します。特に、乳幼児の保護者等への普及・啓発、権利侵害からの救済体制の充実を図ります。	安心して出産・子育てができるよう、保育所等の施設整備・質の確保、仕事と子育ての両立支援、父親の子育て参加の促進、乳幼児期からの切れ目のない相談支援の充実、経済的支援の充実に取り組みます。
<b>基本目標3</b> 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実	<b>基本目標4</b> 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実
次代を担う子どもや若者の成長を支えるため、幼児・学校教育の推進、放課後の子どもの健やかな育ちの充実、地域での多様な体験機会の充実、困難を有する若者への支援に取り組みます。	児童相談体制の強化、障がい児、医療的ケア児の支援、子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援の充実を図るとともに、少数の立場に置かれている子どもも含めた全ての子どもが受け入れられる多様性のある社会の推進を目指します。

#### 4 成果指標

計画の実施状況を点検・評価するための計画全体の成果指標を定めます。なお、基本目標ごとの指標、活動指標は、p.5以降に記載しています。

指標項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
自分のことが好きだと思う子どもの割合	67.4%	80.0%
子どもを育てやすい環境だと思う人の割合	50.9%	80.0%

## 4 具体的な施策の展開

【枠内の★は活動指標を記載しています】

### 基本目標 1 子どもの権利を大切にできる環境の充実

#### 《現状と課題》

- ☑乳幼児の保護者の子どもの権利の認知度が低く、着実な普及・啓発の取組が必要です。
- ☑地域における子どもと大人の関わりの機会が求められているほか、地域や札幌市政に対する子どもの意見表明の機会など、子どもの主体的な参加を促進する必要があります。
- ☑相談相手として友達の存在は大きく、子ども同士の理解や支え合いが重要です。また、子どもが抱える困難への大人の気づき・支援の場として、地域のつながりが求められます。
- ☑子どもアシストセンターによる権利救済活動を充実させるとともに、児童虐待など重大な権利侵害への対応は喫緊の課題であり、人権尊重の意識の向上を図ることが必要です。

#### 《基本目標 1 の指標》

指標項目	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
子どもの権利についての認知度	大人：61.0% 子ども：61.4%	大人：75.0% 子ども：75.0%
子どもの権利が大切にされていると思う人の割合	大人：49.2% 子ども：63.8%	大人：65.0% 子ども：70.0%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	小学校：93.5% 中学校：88.1% 高校：87.9%	小学校：96.0% 中学校：90.0% 高校：90.0% (令和 5 年度)

### 基本施策 1 子どもの権利を大切にできる意識の向上

#### ◎子どもの権利の普及・啓発

- ・「さっぽろ子どもの権利の日」事業
- ・市民と連携した普及啓発（子どもの権利啓発サポーター）
- ・施設職員など子どもに関わる大人への普及啓発 等

★出前講座などの啓発活動件数(累計)  
—(H30)⇒300件(R4)

#### ◎子どもの権利の理解促進

- ・乳幼児期・学齢期の保護者への普及啓発
- ・子ども向け広報等の充実
- ・子ども向け男女共同参画啓発事業 等

#### 《主な新規・拡充事業》

##### 乳幼児期の保護者への理解促進

妊娠・乳幼児期の健診の機会や、保育所・幼稚園等での周知強化など、様々な機会を捉えた働きかけにより、子どもの権利の理解促進を図ります。

#### ◎子どもの権利を生かした学校教育の推進

- ・小・中学生向けパンフレットの活用
- ・民族・人権教育の推進
- ・子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 等

## 基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進

### ◎市政やまちづくりへの子どもの参加の促進

- ・子ども議会
- ・子どもからの提案・意見募集ハガキ
- ・子どもの交流・参加の促進
- ・SDGsをテーマとした次世代に向けた人材育成事業
- ・市政やまちづくりへの子どもの意見表明・参加の促進 等

### ◎子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進

- ・児童会館子ども運営委員会の拡充
- ・子ども関連施設における子どもの参加の促進 等

### ◎地域における子どもの参加の促進

- ・地域における子どもの参加の促進
- ・少年団体活動促進事業 等

★地域団体等による子どもの参加の取組の実施数  
265件(H30)⇒280件(R4)

## 基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

### ◎子どもの安心と学びのための環境づくり

- ・学校における教育相談体制の充実
- ・スクールカウンセラー活用事業
- ・いじめ対策・自殺予防事業
- ・子どもの学びの環境づくり補助事業 等

### ◎子どもが安心して暮らせる地域づくり

- ・子どもの居場所づくり支援事業
- ・児童会館の地域交流の推進 等

### ◎安心して子育てできる環境づくり(困難への気づき・相談支援)

- ・子どものくらし支援コーディネート事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業 等

## 基本施策4 子どもの権利侵害からの救済

### ◎子どもの権利侵害に関する相談・救済

- ・子どもアシストセンター(権利侵害からの救済)
- ・学校における教育相談体制の充実

★子どもアシストセンター「LINE」年間相談対応件数

38件(H30)⇒1,000件(R4)

### ≪主な新規・拡充事業≫

#### 子どもアシストセンターLINE相談の実施

より多くの子どもの声をくみ取る方法として、期間限定で試行的に実施していた「LINE相談」を本格実施します。

### ◎児童虐待への対応

- ・子ども安心ネットワーク強化事業(子ども安心ホットライン)
- ・児童相談体制強化事業
- ・(仮称)第二児童相談所整備事業

★オレンジリボン地域協力員登録人数(累計)

16,346人(H30)⇒19,200人(R4)

### ◎権利侵害を起こさない環境づくり

- ・共生社会の実現に向けた理解の促進
- ・DV対策の推進 等

### ◎子育てに不安を抱える保護者等への支援

- ・母子保健訪問指導事業
- ・妊婦支援相談事業 等

## 基本目標 2

## 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

### 《現状と課題》

- ☑就労する母親が増加しており、保育ニーズの増加が見込まれるため、更なる保育定員の拡大が必要です。また、保育士等の人材確保の取組を強化するとともに、保育の質を担保し、安心して子ども預けられる環境を整えていく必要があります。
- ☑共働き世帯が増えていく中で、今後ますます父親が子育てに関わることが重要であるため、育児しやすい職場環境の整備に向けて、会社への働きかけや、父親の意識をより高めるための取組が必要です。
- ☑子どもを安心して生み、育てるため、妊娠期から出産・育児までの様々なニーズに対して、各区保健センターを中心に切れ目のない支援を行うことが必要です。
- ☑市民ニーズの高い経済的支援について国制度や市独自制度を通して着実に実施します。

### 《基本目標 2 の指標》

指標項目	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合	47.1%	70.0%
希望に応じた保育サービスが利用できた保護者の割合	67.3%	80.0%
父親の子育て参加度 (「父親と母親がともに子育ての担い手である」と答えた保護者の割合)	47.6%	60.0%

## 基本施策 1 高まる保育ニーズへの対応

### ◎保育施設等の整備による定員の拡大

- ・私立保育所整備費等補助事業
- ・認定こども園整備費補助事業 等

★認可保育施設等の利用定員数  
31,147人(H30)⇒38,050人(R4)

### 《主な新規・拡充事業》

#### 待機児童対策の推進

保育所、認定こども園、地域型保育事業の整備を促進し、保育定員の大幅な拡大を図ります。

### ◎多様な保育サービスの提供

- ・延長保育事業、休日保育事業、夜間保育事業
- ・幼稚園等における一時預かり事業
- ・子育て援助活動支援（ファミリーサポートセンター）事業 等

★病後児デイサービス事業実施施設数(累計)  
6施設(H30)⇒8施設(R4)

### 《主な新規・拡充事業》

#### 病後児デイサービスの推進

病気回復期で集団保育が難しい小学6年生までの児童への対応を図る病後児デイサービスの施設数を増設します。

### ◎保育人材の確保及び教育・保育の質の向上

- ・保育士等支援事業、保育人材確保緊急対策事業
- ・認可外保育施設・企業型保育施設等への指導監査の実施
- ・教育・保育の質の向上（研修実施、処遇改善への要望）等

★保育人材確保支援により就労に至った保育士の数(累計)  
500人(H30)⇒1,200人(R4)



## 基本施策2 社会全体での子育て支援の充実

◎子育て家庭に対する支援の充実 ◎子育て家庭が安心して暮らしやすい環境の充実

- ・子育て支援総合センター事業
- ・区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備・運営事業
- ・地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）
- ・地域子育て支援事業（情報発信等）
- ・市営住宅における子育て支援住宅（東雁来団地）の供給 等

★ひろば型子育てサロン年間相談件数  
2,447人(H30)⇒3,000人(R4)

《主な新規・拡充事業》

父親による子育て推進事業

父親の子育て参加に関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信等を実施します。

★父親のための子育て講座の参加組数(累計)  
-(H30)⇒300組(R4)

◎ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・男女が共に活躍できる職場づくり応援事業
- ・さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業
- ・女性の多様な働き方支援窓口運営事業
- ・テレワーク・業務管理システム普及促進事業 等

★札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 認証企業数(累計)  
328社(H30)⇒500社(R4)

《主な新規・拡充事業》

育児休業等取得助成事業

男性が育児休業を取得した場合に、企業に対して助成を行うなど、働きやすい職場環境整備のための支援を実施します。

## 基本施策3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

◎安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

- ・妊婦一般健康診査、妊婦支援相談事業
- ・初妊婦訪問事業、産後ケア事業
- ・母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）
- ・不妊治療支援事業、不育症治療費助成事業 等

★初妊婦訪問事業実施率  
42.2%(H30)⇒65%(R4)

《主な新規・拡充事業》

各区子育て世代包括支援センター機能の強化

保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。

◎健やかな子どもの成長・思春期の健康づくりへの支援

- ・母子関連マスキリーニング事業、乳幼児健康診査、5歳児健康診査・発達相談
- ・赤ちゃんのみみのきこえ支援事業、おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業
- ・思春期ヘルスケア事業、若者の性に関する知識の普及啓発事業 等

## 基本施策4 経済的支援の充実

- ・子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減
- ・3歳未満児の第2子の保育料無料化事業
- ・札幌市奨学金支給事業 等

★札幌市奨学金の年間採用人数  
1,306人(H30)⇒1,500人(R4)

《主な新規・拡充事業》

子ども医療費助成の拡充

子育て支援環境の充実を図るため「通院」の助成対象について、令和3年度までに新たに小学校6年生までを対象に加えます。

### 基本目標3

### 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

#### 《現状と課題》

- ☑学校教育において、子どもが主体的に学ぶことができるよう課題探究的な学習の推進や、進路探究学習の充実を図っています。一方、運動する子どもとしない子どもの二極化への対応や不登校児童生徒への支援等を更に進めていく必要があります。
- ☑放課後児童クラブの利用ニーズの増加に対応するため、質・量とも拡充することが必要です。
- ☑地域で子どもが安心して過ごせる様々な居場所づくりを進めていくとともに、子どもたちの成長を地域で見守ることができる取組を進めていく必要があります。
- ☑若者が社会を形成する主体として自立するため、交流の促進や社会参加の機会を提供していくことが必要です。また、ひきこもりやニートなど社会的自立に困難を抱える若者に対して、切れ目のない伴走型の支援を行う環境を整えていく必要があります。

#### 《基本目標3の指標》

指標項目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合	小5：77.3% 中2：71.4% 高2：66.2%	小5：78.0% 中2：72.0% 高2：67.0% (令和5年度)
近所や地域とのつながりがある子どもの割合	47.8%	60.0%
社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合	49.8% (平成28年度)	60.0%

### 基本施策1 充実した学校教育等の推進

#### ◎幼児期の教育の充実

- ・幼児教育の質的向上を図るための研修の充実、市立幼稚園等における実践研究の推進
- ・幼保小連携の推進、市立幼稚園預かり保育事業 等

#### ◎充実した学校教育等の推進

- ・「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進
- ・課題探究的な学習に係るモデル研究の推進
- ・「算数に一ごプロジェクト」の推進
- ・外国語指導助手（ALT）の活用
- ・子どもの体力・運動能力向上事業 等

#### 《主な新規・拡充事業》

##### 小中連携・一貫教育推進事業

全ての市立小・中学校において、義務教育9年間を見通した小中一貫した系統的な教育を進め、義務教育の終わりまでに育成を目指す児童生徒の資質・能力を育みます。

★体育・保健体育の時間以外に子どもの体力・運動能力の向上を図る取組を行う小中学校の割合  
79%(H30)⇒100%(R4)

### 基本施策2 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

#### ◎放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

- ・放課後児童クラブの過密化の解消、児童会館等再整備事業
- ・民間児童育成会への支援事業、児童会館・ミニ児童会館事業
- ・放課後児童クラブの質の確保
- ・児童クラブにおける昼食提供 等

★新型児童会館整備数(累計)  
6館(H30)⇒16館(R4)

### 基本施策3 地域における子どもの成長を支える環境づくり

#### ◎地域での子育て支援・虐待予防の推進

- ・地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）
- ・児童虐待防止対策支援事業（オレンジリボン協力員）、民生委員・児童委員活動の支援 等

#### ◎子どもの安全・安心を確保する地域づくり

- ・少年健全育成推進事業（青少年育成委員会）、少年育成指導員による指導・相談
- ・犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業、登下校時の安全管理 等

#### ◎子どもの生活の場など居場所づくり

- ・児童会館の地域交流の推進
- ・地域と創る公園機能再編・再整備事業 等

★新たに居場所づくりに取り組んだ、又は、機能や機会を増やした「子ども食堂」等の団体数(累計)  
—(H30)⇒40 団体(R4)

#### ≪主な新規・拡充事業≫

##### 子どもの居場所づくり支援事業

地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動について、運営経費を補助します。

#### ◎多様な体験機会の場の充実

- ・子どもの体験活動の場支援事業、プレーパーク推進事業、少女国際交流事業
- ・子どもが読書に親しむきっかけづくりの充実、子どもの文化芸術体験事業
- ・ウィンタースポーツ普及振興事業、みらい IT 人材育成事業 等

### 基本施策4 次代を担う若者への支援体制の充実

#### ◎若者の成長及び自立への支援

- ・若者支援施設の設置・運営、若者の交流促進、若者の社会参画促進
- ・中学校卒業者等進路支援事業、若者の社会的自立促進事業
- ・社会体験機会創出事業
- ・困難を抱える若者への自立支援 等

#### ◎ひきこもり・不登校、困難を有する子ども・若者への支援

- ・子どもの学びの環境づくり補助事業
- ・教育支援センター・相談指導教室における支援の充実

★ひきこもり地域支援センターにおける  
年間相談件数

1,473 人(H30)⇒1,900 人(R4)

★フリースクールなど民間施設事業への補助団体数  
9 団体(H30)⇒10 団体(R4)

#### ≪主な新規・拡充事業≫

##### ひきこもり対策推進事業

「ひきこもり地域支援センター」の運営、家族間の情報交換等の場である集団支援拠点「よりどころ」の拡充により、社会的自立への支援を行います。

#### ≪主な新規・拡充事業≫

##### 相談支援パートナー事業

不登校やその心配のある子どもに対し、相談支援パートナー等の配置を拡充し、状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。

《現状と課題》

- ☑児童虐待認定件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑化・深刻化しており、重大事案も発生しています。児童虐待防止には、関係機関が連携していくことが重要であるため、体制強化や連携強化が必要です。
- ☑社会的養護が必要な子どもへの養育環境の充実のため、里親等への委託を推進するとともに、児童養護施設の小規模化等を一層進めることが必要です。
- ☑障がいのある子どもの支援を関係機関との連携のもと進めるとともに、医療的ケアを要する子どもへの支援として、受入れ体制を整備することが必要です。
- ☑困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を進めるなど、子どもの貧困対策を推進します。
- ☑ひとり親家庭等の生活をステップアップさせ、安心して子育てができるよう支援します。
- ☑虐待、障がい、貧困、ひとり親等の配慮を要する子ども・子育て家庭への支援はもとより、民族、国籍、多様な性・性別のあり方などへの様々な配慮について、市民全般を対象に理解促進を図る必要があります。

《基本目標 4 の指標》

指標項目	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合	20.0%	60.0%
子育てに楽しさよりも大変さの方が多く感じるひとり親（二世帯世帯）の割合	18.5%	15.0%

基本施策 1 児童相談体制の強化

◎児童虐待防止対策体制の強化

- ・各区子育て世代包括支援センター機能の強化
- ・心理職による相談支援体制の強化
- ・児童相談体制強化事業
- ・DV 対策普及啓発 等

★児童家庭支援センター設置数(累計)  
4か所(H30)⇒6か所(R4)

《主な新規・拡充事業》

各区子ども家庭総合支援拠点の設置  
保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談支援体制や専門性を強化することにより、児童虐待の発生を予防します。

《主な新規・拡充事業》

(仮称) 第二児童相談所整備事業

相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。

《主な新規・拡充事業》

子ども安心ネットワーク強化事業

子ども安心ホットラインの強化を図るとともに、児童家庭支援センターを増設し、同センターと児童相談所との連携による相談体制を強化します。

### ◎社会的養育の推進

- ・社会的養護体制整備事業
- ・社会的養護自立支援事業
- ・里親制度促進事業
- ・乳児院等多機能化推進事業
- ・子育て短期支援事業
- ・養育支援員派遣事業 等

## 基本施策2 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

### ◎乳幼児期・学校教育における支援体制の充実

- ・療育支援事業、幼児教育相談の充実
- ・特別支援教育・障がい児保育補助事業
- ・学びのサポーター活用事業
- ・放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ 等

★学びのサポーター活用校が学びのサポーター活用事業を「大変有効」と感じている割合  
86.6%(H30)⇒100%(R4)

### ◎障がいのある子どもへのサービス提供体制の充実

- ・児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援、障がい児地域支援マネジメント事業、障害児相談支援
- ・子ども発達支援総合センターでの支援、子どもの心の診療ネットワーク事業 等

### ◎医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実

- ・医療的ケア児等の支援体制構築事業
- ・医療的ケア児への支援体制の拡充（小・中学校）
- ・公立保育所における医療的ケア児保育事業
- ・児童クラブにおける医療的ケア児への支援体制の充実

★医療的ケア児の受入れ体制を整備した公立保育所数(累計)  
-(H30)⇒5施設(R4)

## 基本施策3 子どもの貧困対策の推進

- ・子どものくらし支援コーディネート事業
- ・子どもの居場所づくり支援事業
- ・子どもの貧困への理解の促進

★子どもコーディネーターの巡回対象地区  
6区 30 地区(H30)⇒10 区 87 地区(R4)

## 基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実

- ・ひとり親家庭等自立支援給付事業
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・ひとり親家庭支援センター等運営事業
- ・母子・婦人相談員による相談対応
- ・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 等

★ひとり親家庭向け相談窓口における相談受付件数(年間延べ件数)  
13,343 件(H30)⇒14,000 件(R4)

## 基本施策5 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進

- ・共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進
- ・民族・人権教育の推進
- ・障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の充実
- ・多文化共生推進事業
- ・子ども向け男女共同参画意識啓発事業 等

## 5 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

### 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画について

- ◆子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」について、計画期間中の各年度における「量の見込み」（利用に関するニーズ量）と、「確保方策」（提供体制の確保の内容及びその実施時期）を定めます。
- ◆平成30年12月に実施した「札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」で把握した調査の結果等を踏まえ各事業の「量の見込み」を算出しています。

### 2 教育・保育の提供について

- ◆増加する保育ニーズへの対応を加速し、令和7年4月までに必要とする供給量を、2年前倒しして令和5年4月までに確保します。

#### ＜供給量確保の方策＞

- ①既存幼稚園・認可保育所から認定こども園への移行
- ②既存認定こども園・認可保育所の増・改築等による定員増
- ③既存幼稚園等における一時預かり事業
- ④既存認可外保育施設から認定こども園・認可保育所・地域型保育事業への移行
- ⑤認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の新規整備
- ⑥企業主導型保育事業（地域枠）の活用

#### ＜計画期間内の整備量＞

区分	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4	R2~R7 拡大量
3号 (3歳未満・保育の必要あり)	16,260	17,095	17,801	18,368	18,370	18,370	2,110
2号 (満3歳以上・保育の必要あり)	22,225	23,365	24,318	25,161	25,229	25,229	3,004
合計	38,485	40,460	42,119	43,529	43,599	43,599	5,114

### 3 地域子ども・子育て支援事業の提供について

- ◆利用者支援に関する事業、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）、地域子育て支援拠点事業などの13事業について、各事業の「量の見込み」に対して、計画期間内で必要供給量をそれぞれの事業の考え方にしたがって確保します。

## 6 計画の推進体制

- ◆毎年度、附属機関である「札幌市子ども・子育て会議」及び「札幌市子どもの権利委員会」に実施状況を報告し、点検・評価を受けた上で、次年度以降の事業の改善に生かしていきます。
- ◆毎年度、市の推進組織である「札幌市子どもの権利総合推進本部」にて実施状況の進捗管理を行います。
- ◆社会情勢が変化し、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画」を中心に見直しが必要となった場合は、適切に市民ニーズ等を把握した上で、附属機関での審議を経て計画の改定を行います。

第4次さっぽろ子ども未来プラン(案)ご意見記入用紙

〈お名前〉

〈年齢〉

\_\_\_\_\_ 歳

〈ご住所〉

\_\_\_\_\_

〈ご意見〉 ※ どの項目に対するご意見かがわかるようにご記入ください。  
※ 記入スペースが足りない場合は、別紙に記入し、同封してください。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

切り取り

のりしろ

のりしろ



差出有効期間  
2020年3月  
31日まで  
●切手不要

0 6 0 8 7 8 8

205

札幌市子ども未来局子ども育成部  
子ども企画課 行  
札幌市中央区南1条東1丁目  
大通バスセンタービル1号館3階

### 提出方法について

- ① 郵送の場合  
「ご意見記入用紙」を切り取り、のり付けしてポストにご投函ください（切手不要）
- ② FAXの場合：011-211-2943
- ③ 電子メールの場合  
kodomo.jisedai@city.sapporo.jp
- ④ ホームページの場合  
「ご意見入力フォーム」に必要事項を入力し、送信してください。  
<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kodomoplan2020/ikenbosyu.html>
- ⑤ 直接お持ちいただく場合  
札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課までお持ちください。  
(受付時間：平日8：45～17：15)

やま折り②

寄せられたご意見について、個別の回答はいたしません。ご意見の要点をまとめ、それに対する札幌市の考え方について、ホームページなどで公表いたします。  
なお、ご記入いただいた情報は、札幌市個人情報保護条例の規定に則って、適正に取り扱います。また、ご意見の概要を公表する場合は、お名前・ご住所は公表いたしません。

やま折り①

のりしろ

## 第4次さっぽろ子ども未来プラン (案) へのご意見を募集します

皆様からのご意見をお待ちしております。お寄せいただいたご意見を参考とし、令和2年3月頃に計画を策定する予定です。

### ◆意見募集期間

令和2年1月27日(月)～  
令和2年2月25日(火)必着

### ◆提出方法

郵送、FAX、電子メール、ホームページ、持参

### ■お問い合わせ先(持参する場合の場所) ■

札幌市子ども未来局子ども企画課  
住所：中央区南1条東1丁目  
大通バスセンタービル1号館3階  
電話：011-211-2982  
FAX：011-211-2943  
電子メール：kodomo.jisedai@city.sapporo.jp  
ホームページ：  
<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/kodomoplan2020/ikenbosyu.html>

のりしろ